

# 和歌山県農業公社からのお知らせ



## ハウスの利用や果樹栽培等を 計画されている皆様へ

- ・農地中間管理事業で貸借できるのは**農地のみ**です。
- ・ハウス等の農業用施設や果樹等の永年性作物（以下「附属物」という。）については、**農業公社を介した貸借には含まれません**のでご注意ください。

### ★ 農地の借受者が、新たに施設の設置や果樹の植栽を行う場合

- ・当該土地に附属物の設置を行う場合は、農地の借受者が自ら土地所有者の同意を得る必要があります。
  - ・貸借が終了した場合、附属物を設置した農地の借受者は土地所有者に対して直接当該附属物を収去する義務を負います。
- ※土地所有者が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、附属物を設置した農地の借受者は収去の義務を負いません。

### ★ 農地の借受者が、施設や果樹を借用する場合

- ・農地中間管理事業により農業公社を介して貸借できるのは農地のみです。
- ・農地の借受者は、別途、借用する施設や果樹について、借受時の現状確認、返還時の条件等を土地所有者と協議して下さい。

### その他 注意事項

- ・農地の借受人が各種補助事業を活用して附属物を設置する場合は、事業実施主体や土地所有者と協議が必要です。
- ・農業公社は、附属物の収去の義務を負いません。
- ・農業公社は、附属物の原状回復等に伴う紛争には関与いたしません。

#### 【お問い合わせ先】

○公益財団法人 和歌山県農業公社（農地中間管理機構）

〒640-8263 和歌山市茶屋ノ丁2-1 和歌山県自治会館6階

TEL : 073-432-6115 / FAX : 073-422-4031 / E-mail : wanouko@alpha.ocn.ne.jp